

消費生活 だより

「くらしの危険」
サブスクリプション
アプリの削除だけでは解約になりません！

1ヶ月無料の動画配信サービスを登録。動画を視聴しようとしたが上手くいかず、数週間後にアプリを削除した。その後、キャリア決済で毎月約2千円、半年以上もサブスクの代金が引き落とされていることに気付いた。一度も視聴せずにアプリを削除したのに、引き落とされていることに納得できない。



●サブスクリプション(サブスク)は、定められた料金を定期的に支払うことで、一定期間商品やサービスを利用できるサービスです。一度契約すると、利用しなくても解約しない限り支払いが続きます。



●サブスクの契約は、アプリのアイコンを削除したり、アプリをアンインストールするだけでは解約とはなりません。事業者の定めた方法で解約することが必要です。

●無料のお試し期間が終わると自動的に定額サービスに移行することが多いので注意が必要です。

●利用していないサブスクの請求に気付

けるように、クレジットカードやキャリア決済等の明細は、毎月確認しましょう。

●困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

9月の消費生活相談

(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます



予約優先。各会場とも
午前10時～正午、
午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	9/2 (水) 16 (水)	☎22-1152
二次元コードからも予約できます		
関ヶ原町	9/9 (水) 30 (水)	☎43-0070
養老町	9/7 (月) 18 (金)	☎32-1108
神戸町	9/14 (月) 28 (月)	☎27-3111
輪之内町	9/3 (木) 17 (木)	☎68-0185
安八町	9/10 (木) 24 (木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

交通安全 だより

青切符が交付されるのはどんな時？



青切符が渡されるのはどんな時？
自転車では歩道を走るのも(※1)取締りの対象？

おまわりさんに聞いてみたよ。「歩行者優先を守って通行する場合や、歩道通行が認められている標識がある場所での走行は取締りの対象外です。で安心してください。自転車の取り締まりは交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反を対象としています。(例…スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせたり、スマホを持って画像を見ながら走行したり、信号無視で交差点に進入して、他の車両に急ブレーキをかけさせるなど)」

(※2)検挙後、青切符が交付され、反則金の納付が通告されます。反則金を納付すると刑事手続に移行せず、起訴されることはありません。有罪となつて「前科」がつくことはありません。しかし、自転車で酒酔い運転をしたり実際に交通事故が発生させたなど重大な違反行為は、刑事手続による処理が行われます。一つて教えてもらったよ。歩道を通る時は、歩行者を守ってゆっくり通ることが大事なんだね。



(※1)取締り…規則や法律が守られるように、取り締まることです。

(※2)検 挙…交通違反を警察官が見つけた場合に、違反者と交通違反の事実を調べる手続をいいます。

(注)取締りの現場で警察官が反則金をその場で徴収することはありません。

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152